

公益社団法人全国大学体育連合 九州支部運用規約

(主旨)

第1条 この規約は、公益社団法人全国大学体育連合支部設置規程にもとづき、九州支部の運営に関することを定める。

(会員及び名称)

第2条 本支部は、福岡県、熊本県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の会員により構成し、「公益社団法人全国大学体育連合九州支部」と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、原則として九州支部長の本務地に置く。

(目的)

第4条 本支部は、本法人本部と九州地方におけるこの法人の会員の緊密な連携のもとに、地域的独自性を有効に発揮し、定款に定める目的の達成に呼応し、九州地方の大学体育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本支部は、その目的達成のため、本法人の定款に定める事業について、九州地方の実情に応じる下記の事業を計画し、実施するものとする。

- (1) 体育・スポーツ健康に関する教育研究会議の開催
- (2) 資料の蒐集及び交換
- (3) その他、本支部の目的達成のため必要な事業

(役員)

第6条 本支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名(法人の理事となる)
- (2) 副支部長 2名
- (3) 支部運営委員 15名
- (4) 監査委員 2名

(支部運営委員会)

第7条 本支部に、九州支部運営委員会(以下、「支部運営委員会」と言う)を置く。
2 支部運営委員会は、支部長、副支部長、支部運営委員、監査委員で構成する。

(役員を選出)

第8条 本支部の役員は支部総会でこれを選任する。
2 支部長、副支部長は支部運営委員会において選出し、支部総会で承認を得る。
3 支部運営委員は、支部総会でこれを選出し、承認を得る。なお、支部運営委員の選出にあたっては各県より1名以上を選出すること。
4 監査委員は支部総会でこれを選出する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は以下の通りとする。

- (1) 支部長は、支部の業務を総理し、支部を代表する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、予め支部長が指名した順序でその職務を代行する。
- (3) 支部運営委員は、支部運営委員会を組織して、この規約に定めるもののほか、支部の支部総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。
- (4) 監査委員は本会の支部運営委員会の業務執行および会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員及び支部運営委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時支部総会の終結の時までとし、再任を妨げない。なお、役員及び支部運営委員の任期中の交替は前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第11条 本支部の会議は、この法人の定款の総会及び理事会を準用する。
- 2 支部総会は毎年1回おこなう。ただし、支部長が必要と認めた時、支部長はこれを招集する。
 - 3 支部総会は、出席者をもって構成し、その過半数によって議決する。
 - 4 運営委員会は毎年1回以上、支部長が招集する。
 - 5 運営委員会は3分の2以上の者の出席をもって成立とする。ただし、委任状提出者も出席者とみなす。

(報酬)

第12条 役員の報酬は、この法人の役員の報酬及び費用に関する規程による。

(経費)

第13条 本支部の経費は、この法人からの交付金および寄付金その他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第14条 本支部の事業年度は、この法人と同じとする。

(規約の変更)

第15条 この規約は、支部総会にて出席者の過半数の同意を経て変更することができる。

附則 この規約は平成24年4月1日をもって施行する。